

高浜原発3号機 地裁決定で停止

関西電力は10日夜、高浜原発3号機(福井県)の原子炉を停止させた。大津地裁が高浜3、4号機の運転を差し止める仮処分決定を9日に出したためで、運転中の原発が裁判所の判断で止まるのは初めて。国内で動いている原発は、九州電力川内原発1、2号機(鹿児島県)のみとなった。▼7面 関電痛手、37面 影響拡大

| | | | |
|---|---|---|---|
| 高 | 浜 | 1 | 0 |
| | | 2 | 0 |
| | | 3 | 0 |
| | | 4 | 0 |

関電中央給電指令所では高浜3号機の出力量表示が「0」になった＝10日午後5時2分、大阪市内、加藤諒撮影

た。午後5時過ぎ、発電機と送電線を切り離し、午後7時59分、核分裂が止まった。高浜3号機は1月29日に再稼働し2月26日から営業運転に入っていた。4号機は2月26日に再稼働したが29日に変圧器周辺のトラブルで緊急停止していた。

関電は11日以降、大津地裁に仮処分決定の効力を一時的に止める執行停止や、取り消しを求める保全異議を申し立てる方針だ。認められなければ、高浜3、4号機を動かすことができない。関電は3号機を止めた分の電気をまかなうため、石油火力発電所を動かし始めた。関電は停止後も「安定供給できる」としている。

(大久保直樹、伊藤弘毅)